



陳情第 19-001 号
平成 19 年 6 月 19 日

千葉県議会議長

田久保 尚俊 様

陳情者代表

千葉県千葉市花見川区幕張本郷 5-24-1

電話：043-213-8507

内閣府認証特定非営利活動法人日本地質汚染審査機構

地質汚染診断士の会

会長 上砂 正一



千葉県地下水汚染防止対策指導要綱を条例制定に関する陳情

(陳情の要旨)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私ども「地質汚染診断士の会」は、地質汚染調査における「単元調査法」を習得した地質調査専門技術者として「内閣府認証特定非営利活動法人日本地質汚染審査機構」により認定を受けた地質汚染診断士の集まりで、日ごろより国土・県土の保全のため、当該技術を活用し、地質汚染問題の調査・浄化に取り組んでおります。

この「単元調査法」は、千葉県及び関係機関者が実務の際に、全国に先駆けて駆使してきた、地質科学に基づく優れた地質汚染調査手法です。しかしながら、昨今の地質汚染問題を巡る法規制では、水質汚濁防止法においては、過去に発生した汚染の責任の所在が明確化されず、さらにまた、平成 15 年 2 月 15 日に土壤汚染対策法が施行されてからは、多くの調査対象地で「単元調査法」に基づかない土壤汚染対策法に沿った画一的調査が行われ、汚染の見落としや対象土地の敷地外へ拡散した汚染（もらい汚染）の放置、汚染除去対策と称して掘削・場外搬出して持ち出された汚染残土石の拡散が発生し、地質汚染問題はさらに深刻の度合いを深めております。

こうした法規制のあり方については、これまでも国や関係各機関に対し、専門的立場から改善の必要性を指摘し続けております。一方、地方行政においては、過去にこうした法の不備を補完して根本的な問題解決を図る画期的な条例を制定し、公害問題を解決してきた歴史があります。特に「地質汚染」の概念や「単元調査法」を

駆使し使用してきた千葉県は、地質汚染問題に関する先進県として広く認知されており、地方自治体をリードする役割が期待されているところです。

以上より、今般、上記諸問題を解決し、重要な水資源である地下水を保全するとともに、県民が安心して生活することができる美しい県土の修復をめざすために、下記の通り陳情させていただきます。何とぞ、本趣旨をご理解頂き、下記項目について実現頂きますよう、お願い申し上げます。

(陳情項目)

- 1) 土壌汚染対策法において担保されない「もらい汚染」、並びに水質汚濁防止法において責任の明確化が図られなかった過去の地下水汚染など、法の不備により拡大する地質汚染問題に対し、地方行政が積極的に調査・対策を行う条例を制定すること。
- 2) 当該条例においては、地下水を公水と規定し、将来世代にわたって利活用すべき重要な水資源と定義するとともに、これを管理する主体は行政であることを示し、そのための手段として「単元調査法」を用いることを明記すること。
- 3) 当該条例においては、原則として調査の主体は行政とし、対策の主体が明確になれば、汚染者負担の原則に則り、汚染者が負担することを明確化すること。
- 4) 行政の行う調査の実施においては、発注仕様に地質汚染診断士資格が必要である旨を明記すること。
- 5) 行政に技術専門職である地質環境管理官を置き、土地改変、売買時における民間の自主調査や廃棄物処分場、廃棄物の不法投棄現場等における地質汚染調査に対し、「単元調査法」に基づく指導等を可能とすること。
- 5) 行政が行う土地の取得や売買に際し、汚染の有無等の確認調査を行う資格として、「地質汚染診断士」を指定すること。
- 6) 千葉県地下水汚染防止対策指導要綱の県民への貢献と重要性を再認識し、発展させること。
- 7) 大地の汚染全般に関わる調査・浄化の事後監査や政策作成の段階にNPO組織も積極的に参画できる仕組みをつくること。

以上をもって健全なる県土の地質環境保全を実現すること。

追記 別添資料もご参照下さい。